

平成 29 年度  
新地方公会計制度に基づく  
統一的な基準による財務書類

平成 31 年 3 月



企画財政課財政係

## 目 次

1	「統一的な基準」による財務書類4表の整備について	1
2	財務書類整備の目的	1
3	財務書類4表の概要	2
4	作成基準日	3
5	対象会計範囲	3
6	一般会計等・全体貸借対照表	4
7	一般会計等・全体行政コスト計算書	7
8	一般会計等・全体純資産変動計算書	9
9	一般会計等・全体資金収支計算書	11
10	連結財務書類	16

## 1 「統一的な基準」による財務書類4表の整備について

平成18年、総務省は地方の資産・債務改革の一環として「新地方公会計制度の整備」を位置付け、全国の市町村に財務書類の作成および公表を推進しました。当町においては平成22年度から平成27年度決算まで「総務省改定モデル」の作成基準により財務書類を作成し、公表してきました。

平成26年4月、総務省は財務書類のより積極的な活用を推進すべく「今後の新地方公会計の推進に関する研究会報告書」を取りまとめました。平成27年1月には「統一的な基準による地方公会計マニュアル」を作成し、全国の市町村にこの「統一的な基準」による財務書類の作成を求めました。

「総務省改定モデル」と「統一的な基準」の違いは下記のとおりです。

	総務省改定モデル	統一的な基準
固定資産台帳の整備	必ずしも前提ではない	整備を前提としている
発生主義・複式簿記の導入	× (決算統計の数値を活用)	○ 日々仕訳または期末一括仕訳

固定資産台帳の整備により公共施設等のマネジメントが可能となり、複式簿記を導入することにより現金取引のみならずすべてのフロー情報およびストック情報を網羅的かつ誘導的に把握することができるようになりました。また、全国の市町村で作成基準を統一することによって、団体間の比較が可能となりました。

## 2 財務書類整備の目的

平成18年5月、総務省による「新地方公会計制度研究会報告書」の中で、「地方分権の進展に伴い、これまで以上に自由でかつ責任ある地域経営が地方公共団体に求められている。そうした経営を進めていくためには、内部管理強化と外部へのわかりやすい財務情報の開示が不可欠である。」とされています。ここから、財務書類整備の目的は大きく二つに分けることができます。

### ① 説明責任の履行

地方公共団体は、住民や議会に対する説明責任を有します。財務書類を作成しわかりやすい公表をすることによって、財政の透明性を高めその責任をより適切に果たすことができます。

### ② 財政の効率化・適正化

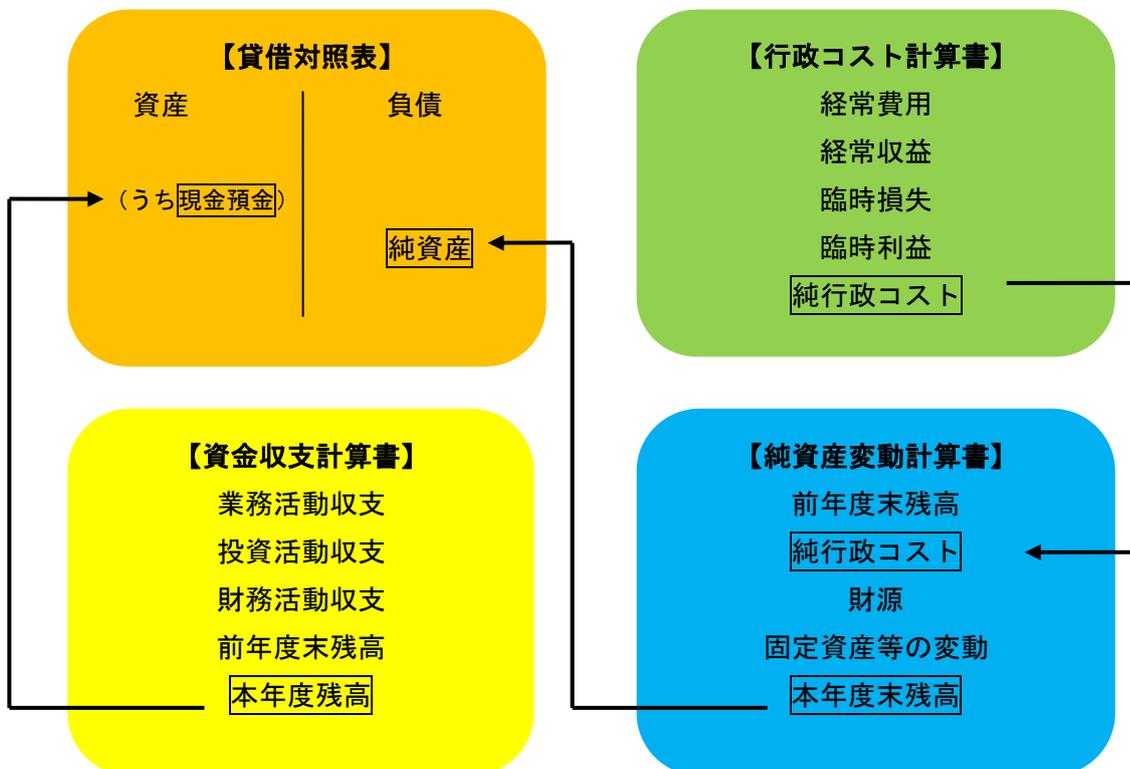
平成19年、地方公共団体の財政の健全化に関する法律が施行され、地方公共団体には自らの権限と責任において規律ある財政運営を行うことが求められています。財務書類から得られる情報を有効活用することにより、財政運営に関するマネジメント力を高め、効率化・適正化を図ることができます。具体的には、「資産・債務管理」「費用管理」「政策評価・予算編成・決算分析との関係付け」「地方議会における予算・決算審議での利用」を実現していくことが望ましいとされています。

御代田町においても、平成28年度決算から「統一的な基準」による財務書類を作成し、今後予算編成や財政の健全化への活用方法について検討していきます。また、経年比較や他市町村との比較を行いながら、わかりやすい公表を進めていきます。

### 3 財務書類4表の概要

#### (1) 4表の関係

4表の関係については下記のとおりとなっています。貸借対照表における現金預金は資金収支計算書の本年度残高と一致します。純資産変動計算書の純行政コストは、行政コスト計算書において算出されます。貸借対照表の純資産と純資産変動計算書の本年度末残高は一致します。



#### (2) 貸借対照表

地方自治体が住民サービスを提供するために保有している財産（資産）とそれらの財産をどのような財源（負債・純資産）で賄っているか、一目でわかるように表にしたものです。

資産とは、固定資産（建物・道路・長期貸付金など）と、流動資産（現金預金・財政調整基金・短期貸付金など）に分けられます。

#### (3) 行政コスト計算書

資産の形成に繋がらない費用（人件費や社会保障費など）を毎年発生する経常的費用と臨時的費用に分け、それらに充てることのできる収入（使用料手数料など）を計上することにより、収益を表し、行政サービスにかかる純行政コストを知ることができる表です。

#### (4) 純資産変動計算書

貸借対照表に計上されている純資産の数値が、当該年度においてどのように変動したかを表します。一年間の固定資産の変動について知ることができます。

#### (5) 資金収支計算書

一会計期間における現金等の資金の流れを、性質の異なる3つの区分（業務・投資・財務）に分けて表し、当該年度末において現金預金がどれだけあるか分かるようになっています。

#### 4 作成基準日

平成 30 年 3 月 31 日現在

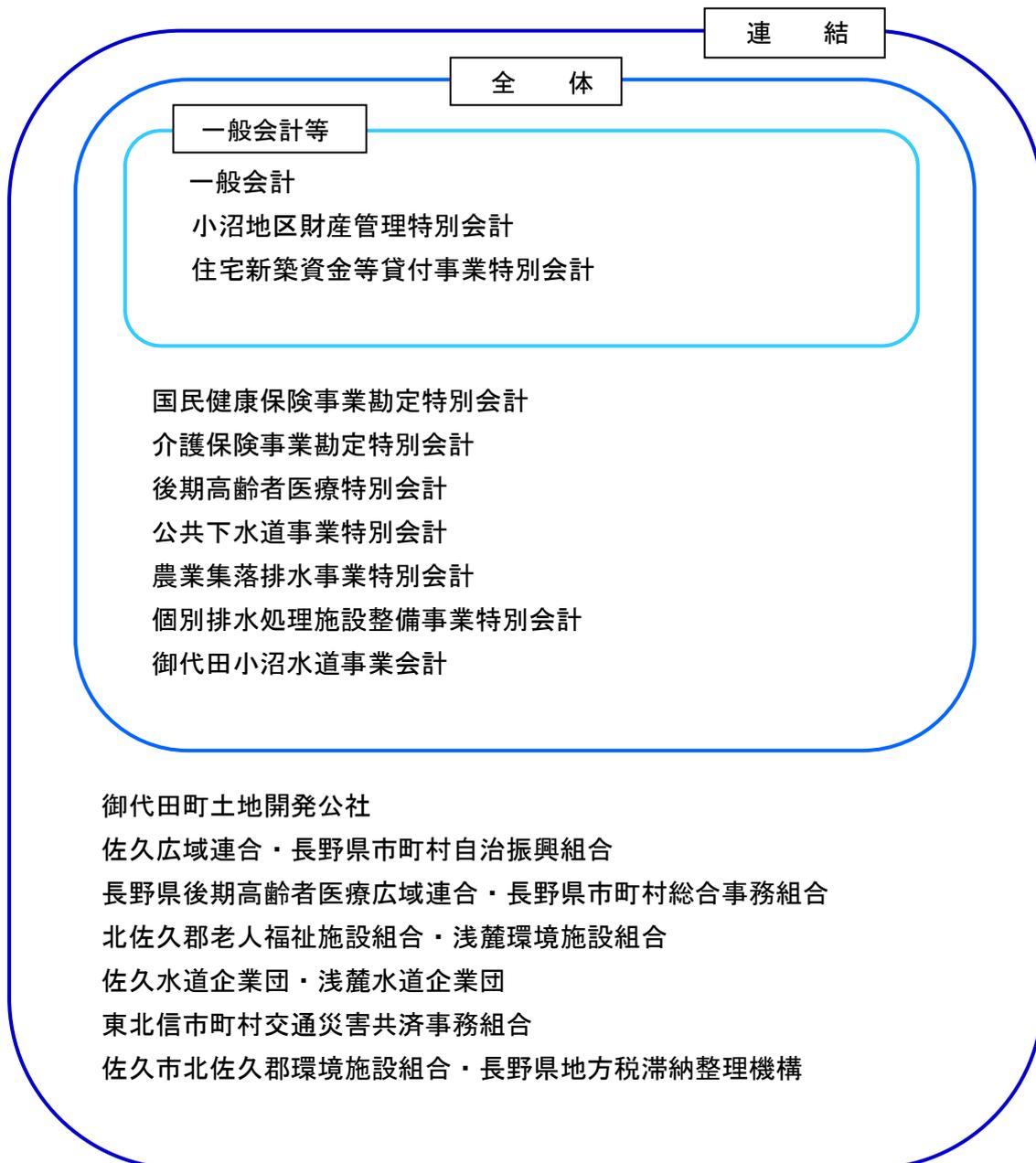
出納閉鎖期間（平成 30 年 5 月 31 日まで）の現金の出入りも含みます。

#### 5 対象会計範囲

財務書類は「一般会計等」「全体」「連結」の範囲で作成することとされています。御代田町におけるそれぞれの範囲は下記のとおりです。

「全体」は国民健康保険特別会計や介護保険特別会計、公共下水道特別会計、水道事業会計等を含めるため、御代田町全体の財政状況を把握することができます。

「連結」とは、御代田町と連携協力して行政サービスを実施している佐久広域連合や佐久水道企業団等関連団体における各市町村の出資等などの按分による御代田町分を含めています。これにより、御代田町が関連団体に対する分担金等により形成した資産や今後負担していかなければならない負債を含めた財政状況を把握することができるものです。



6 一般会計等・全体貸借対照表

(1) 一般会計等・全体貸借対照表

(単位:千円)

<b>【資産の部】</b>	一般会計等	全体	<b>【負債の部】</b>	一般会計等	全体
固定資産	18,423,396	27,945,078	固定負債	7,263,050	13,152,162
有形固定資産	17,120,120	26,306,435	地方債等	5,465,265	11,264,478
事業用資産	9,974,235	9,974,235	長期未払金	-	-
土地	1,911,064	1,911,064	退職手当引当金	1,797,785	1,878,684
建物	13,661,234	13,661,234	その他	-	9,000
建物減価償却累計額	△ 5,630,518	△ 5,630,518	流動負債	1,016,882	1,515,315
工作物	32,581	32,581	1年内償還予定地方債等	899,111	1,380,312
工作物減価償却累計額	△ 127	△ 127	未払金	-	10,975
建設仮勘定	-	-	賞与等引当金	117,772	123,694
インフラ資産	6,903,516	16,029,741	その他	-	334
土地	3,862,792	4,155,085	<b>負債合計</b>	<b>8,279,932</b>	<b>14,667,476</b>
建物	48,566	1,293,902	<b>【純資産の部】</b>	一般会計等	全体
建物減価償却累計額	△ 30,453	△ 606,429	固定資産等形成分	21,511,037	30,850,175
工作物	11,147,210	23,512,862	余剰分(不足分)	△ 7,450,391	△ 12,384,224
工作物減価償却累計額	△ 8,182,072	△ 12,383,151	他団体出資等分	-	-
建設仮勘定	57,472	57,472	<b>純資産合計</b>	<b>14,060,646</b>	<b>18,465,951</b>
物品	805,163	865,252			
物品減価償却累計額	△ 562,794	△ 562,794			
無形固定資産	-	-			
ソフトウェア	-	-			
その他	-	-			
投資その他の資産	1,303,276	1,638,643			
投資及び出資金	132,584	132,584			
有価証券	100,000	100,000			
出資金	32,584	32,584			
投資損失引当金	-	-			
長期延滞債権	265,989	417,645			
長期貸付金	148,482	148,482			
基金	764,980	985,656			
減価基金	-	-			
その他	764,980	985,656			
徴収不能引当金	△ 8,760	△ 45,724			
流動資産	3,917,182	5,188,349			
現金預金	398,319	1,641,205			
未収金	23,808	50,810			
短期貸付金	-	-			
基金	2,966,919	2,966,919			
財政調整基金	2,626,630	2,626,630			
減価基金	340,289	340,289			
その他	440,000	441,347			
徴収不能引当金	88,136	88,068			
<b>資産合計</b>	<b>22,340,578</b>	<b>33,133,427</b>	<b>負債及び純資産合計</b>	<b>22,340,578</b>	<b>33,133,427</b>

固定資産…事業用資産（庁舎、学校、複合文化施設などの公共用建物）、インフラ資産（道路、橋梁、公園、用排水路など）、物品に分けられる

流動資産…現金預金、税金等の未収金、財政調整基金などの現金化することが可能な資産

固定負債…地方債、退職手当の引当金など、将来世代の負債

流動負債…1年以内に償還する地方債、賞与等の引当金など、近い将来世代の負債

純資産…過去から現在までの世代が取得した返済の必要がない資産

【資産】	=	【負債】	+	【純資産】
町民の財産		将来世代の負担		過去から現世代の負担

## (2) 貸借対照表からわかること

一般会計等においては、資産合計 223 億 4,059 万円（100%）のうち、負債は 82 億 7,993 万円（37%）、純資産が 140 億 6,065 万円（63%）となりました。全体貸借対照表については資産合計 331 億 3,343 万円（100%）、負債 146 億 6,848 万円（44.2%）、純資産 184 億 6,595 万円（55.8%）となり、一般会計等と比較して増加した要因は、資産については、水道事業会計、公共下水道特別会計による水道、下水道施設のインフラ資産の増加によるものです。国保特別会計、介護保険特別会計、後期高齢者医療特別会計については固定資産はないため、主に流動資産の現金預金等に上乘せされています。負債の増加は公共下水道特別会計の地方債によるものが主な要因となっています。

### ① 御代田町には将来世代に残る資産はどれくらいあるの？

住民一人あたりの資産額	一般会計等	147 万円
	全体	219 万円 (H30.3.31 人口 15,123 人)

御代田町が所有する固定資産や現金預金など、すべての資産を住民一人あたりに換算します。他団体との比較がしやすくなり、また一人あたりの負債額とも比較することができます。一般会計等および全体においても資産額が負債額を上回っていることが分かります。

### ② 将来世代と現世代との負担の分担は適切？

ア 純資産比率	一般会計等	63.0%
	全体	55.8%

資産のうちの純資産の割合を示します。

御代田町が有する資産のうち、純資産の部分は過去および現世代の負担によるもの、負債の部分は将来返済が必要なものとなります。そのため、純資産の変動は、将来世代と現世代との間で負担の割合が変動したことを意味します。純資産の比率が高くなると、現世代が自らの負担によって将来世代も利用可能な資源を蓄積したことになり、将来世代への負担が過重になっていないといえます。

イ 社会資本等形成の世代間負担比率	一般会計等	31.9%
	全体	42.9%

地方債を有形固定資産で除して算出します。

御代田町が有する社会資本等の財源のうち、将来償還等が必要になる負債が占める割合を算出することにより、社会資本等形成に係る将来世代の負担の比率を把握することができます。比率が高いほど、将来世代の負担が大きいことを示します。

ウ 負債比率	一般会計等	58.8%
	全体	79.3%

負債を純資産で除して算出します。

この比率が低いほど財政状況が健全な状況であるといえます。特別会計等を含めた全体の数値が高くなるのは、公共下水道特別会計においては資産形成の負担を平準化させるための考え方（町債）があることや、償還年限が長くなっていることも要因であるといえます。

### ③ 財政に持続可能性がきちんとあるの（どのくらい借金があるの）？

住民一人あたりの負債額	一般会計等	55万円
	全体	97万円

住民一人あたりの全体負債額と全体資産額を比較すると、資産額の方が122万円上回り、2.3倍であることが分かります。財政の健全性を検討する指標であり、御代田町における財政を持続する能力を測ることができます。

7 一般会計等・全体行政コスト計算書

(1) 一般会計等・全体行政コスト計算書

(単位:千円)

	一般会計等	全体
経常費用	5,106,350	8,250,793
業務費用	3,234,046	4,013,359
人件費	958,648	1,058,254
職員給与費	773,845	830,837
賞与等引当金繰入額	117,772	124,030
退職手当引当金繰入額	-	36,021
その他	67,031	67,366
物件費等	2,190,647	2,730,856
物件費	1,195,438	1,389,781
維持補修費	552,164	579,162
減価償却費	443,046	761,913
その他	-	-
その他の業務費用	84,751	224,250
支払利息	39,499	143,808
徴収不能引当金繰入額	-	-
その他	45,252	80,442
移転費用	1,872,304	4,237,433
補助金等	784,529	3,645,607
社会保障給付	564,437	564,468
他会計への繰出金	509,130	-
その他	14,209	27,358
経常収益	314,825	799,645
使用料及び手数料	79,100	540,103
その他	235,725	259,542
<b>純経常行政コスト</b>	<b>△ 4,791,525</b>	<b>△ 7,451,147</b>
臨時損失	109	109
災害復旧事業費	-	-
資産除売却損	109	109
投資損失引当金繰入額	-	-
損失補償等引当金繰入額	-	-
その他	-	-
臨時利益	-	-
資産売却益	-	-
その他	-	-
<b>純行政コスト</b>	<b>△ 4,791,634</b>	<b>△ 7,451,256</b>

人件費…職員給与、議員報酬、退職手当引当金

物件費等…消耗品、備品、施設等の維持管理費用、委託料、減価償却費

その他の業務費用…公債費の利息

移転費用…住民や各団体への補助金、医療扶助などの社会保障給付費、繰出金

経常収益…使用料、手数料等

臨時損失…土地などの資産を売却したときの損失

純行政コスト…資産形成につながらない行政サービス等にかかる費用 (△=不足分)

(2) 行政コスト計算書からわかること

全体における経常費用のうち 12.8%が人にかかるコスト、物にかかるコストが 33.1%、移転支的コストが 51.4%となりました。社会保障給付関係が含まれる移転費用が5割以上を占めました。行政サービスの提供方法によって、性質別に見たコスト構造は変わってきます。また、経常費用の合計から、使用料及び手数料等を差し引いた純経常行政コストはマイナス 74 億 5,115 万円となり、これに臨時的な損失と利益をあわせると、マイナス 74 億 5,126 万円となりました。これらは町税や地方交付税などの一般財源と、国県補助金によって賄われていることとなります。

一般会計等の純行政コスト 47 億 9,163 万円から全体が大きく増加したのは、国保特別会計や介護保険特別会計等の保険給付費が移転費用の補助金等に加えられたのが主な要因です。

① 行政サービスは効率的に提供されているの？

ア 住民一人あたりの純経常行政コスト	一般会計等	32 万円
	全体	49 万円

資産形成につながらない行政サービス等は、住民一人あたりおよそ 32 万円、特別会計等を合わせると 49 万円かかっていることが分かります。行政サービスの内訳を一人あたりに換算することによって、他市町村と比較しやすくなります。

イ 住民一人あたりの人件費	一般会計等	6 万円
	全体	7 万円

職員や議員の給与、手当、退職手当には住民一人あたりおよそ 7 万円かかっていることが分かります。

ウ 住民一人あたりの物件費	一般会計等	15 万円
	全体	18 万円

外部への委託料や施設等の維持補修費等の住民一人あたりの負担額。

エ 住民一人あたりの移転費用	一般会計等	12 万円
	全体	28 万円

扶助費などの社会保障給付、各団体への補助金などの住民一人あたりの負担額。

② 受益者負担の水準はどうなっているの？

受益者負担比率	一般会計等	1.7%
	全体	7.2%

経常費用のうち、行政サービス受益者が直接的に負担するコストの比率です。使用料及び手数料を純経常コストで除して算出します。一般会計等においては 1.7%、全体においては 7.2%を行政サービスに対し受益者のみなさまに負担していただいていることが分かります。

経年比較や、類似団体と比較することにより御代田町における受益者負担の特徴を把握することができます。

8 一般会計等・全体純資産変動計算書

(1) 一般会計等純資産変動計算書

(単位:千円)

科目	合計	固定資産等	
		形成	余剰分 (不足分)
<b>前年度末純資産残高</b>	<b>13,790,449</b>	<b>20,436,853</b>	<b>△ 6,646,404</b>
純行政コスト(△)	△ 4,791,634		△ 4,791,634
財源	5,088,561		5,088,561
税収等	4,067,906		4,067,906
国県等補助金	1,020,655		1,020,655
本年度差額	296,927		296,927
固定資産等の変動(内部変動)		1,100,914	△ 1,100,914
有形固定資産等の増加		2,271,527	△ 2,271,527
有形固定資産等の減少		△ 443,155	443,155
貸付金・基金等の増加		187,078	△ 187,078
貸付金・基金等の減少		△ 914,537	914,537
資産評価差額	-	-	
無償所管換等	△ 26,730	△ 26,730	
その他	-	-	-
本年度純資産変動額	270,197	1,074,184	△ 803,987
<b>本年度末純資産残高</b>	<b>14,060,646</b>	<b>21,511,037</b>	<b>△ 7,450,391</b>

(2) 全体純資産変動計算書

(単位:千円)

科目	合計	固定資産等		他団体出資等分
		形成	余剰分 (不足分)	
<b>前年度末純資産残高</b>	<b>18,125,649</b>	<b>30,080,543</b>	<b>△ 11,954,894</b>	-
純行政コスト(△)	△ 7,451,256		△ 7,451,256	-
財源	7,818,288		7,818,288	-
税収等	5,549,893		5,549,893	-
国県等補助金	2,268,395		2,268,395	-
本年度差額	367,032		367,032	-
固定資産等の変動(内部変動)		868,352	△ 868,352	
有形固定資産等の増加		2,292,908	△ 2,292,908	
有形固定資産等の減少		△ 697,097	697,097	
貸付金・基金等の増加		187,078	△ 187,078	
貸付金・基金等の減少		△ 914,537	914,537	
資産評価差額	-	-		
無償所管換等	△ 26,730	△ 26,730		
他団体出資等分の増加	-			-
他団体出資等分の減少	-			-
その他	-	-	-	-
本年度純資産変動額	340,302	841,622	△ 501,320	-
<b>本年度末純資産残高</b>	<b>18,465,951</b>	<b>30,922,165</b>	<b>△ 12,456,214</b>	-

純行政コスト…行政サービスに対するコストの財源不足（行政コスト計算書より）

財 源…町税、地方譲与税等交付金、国県等補助金

固定資産等の変動…有形固定資産等の増加と減少、貸付金・基金等の形成と取崩

資産評価差額…固定資産や有価証券等の当該年度における評価損益の差額

無償所管換等…無償で譲渡または取得した固定資産の評価額

固定資産形成等 …資産形成のために充当した資源の蓄積

原則、金銭以外の形態（固定資産等）で保有される

余剰分（不足分）…将来費消可能な資源の蓄積

原則、金銭の形態で保有される

### （3）純資産変動計算書からわかること

御代田町全体における純資産は184億6,595万円であり、その内訳として、固定資産等の形態で保有される分が309億2,216万円、金銭の形態で保有される分がマイナス124億5,621万円となっています。余剰分（不足分）については、町が将来費消可能な資産を示しますので、現時点では通常マイナス表示となります。

純行政コストと財源の差額は3億6,703万円となり、行政サービスにかかる費用は税収や国県からの補助金が充てられ、財源が上回っていることが分かります。これらは純資産の余剰分として計上され、現代の負担による蓄積が増えたこととなります。

#### ① 資産形成等をおこなう余裕はどのくらいあるの？

行政コスト対税収等比率	一般会計等	94.2%
	全体	95.3%

税収等の一般財源等に対する行政コストの比率を表しています。当該年度の税収等のうち、資産形成を伴わない行政コストにどれだけ使用されたのかを把握することができます。100%に近づくほど、資産形成の余裕度が低いといえます。100%を超えてしまうと、過去から蓄積してきた資産を取り崩して、行政サービスを行っているといえます。

御代田町全体においては住民のみなさまの税収（下水道受益者負担金、国保保険税、介護保険料等含む）や国県補助金等のおよそ95.3%を行政サービスに使用していることが分かります。

9 一般会計等・全体資金収支計算書

(1) 一般会計等・全体資金収支計算

(単位:千円)

<b>【業務活動収支】</b>	一般会計等	全体
業務支出	4,589,795	7,379,998
業務費用支出	2,717,491	3,142,564
人件費支出	885,138	948,503
物件費等支出	1,748,601	1,994,430
支払利息支出	39,499	144,321
その他の支出	45,252	55,311
移転費用支出	1,872,304	4,237,433
補助金等支出	784,529	3,645,607
社会保障給付支出	564,437	567,768
他会計への繰出支出	509,130	-
その他の支出	14,209	27,358
業務収入	4,997,097	8,227,776
税収等収入	4,062,574	5,550,666
国県等補助金収入	767,180	2,009,748
使用料及び手数料収入	79,170	384,269
その他の収入	88,173	303,774
臨時支出	-	-
災害復旧事業費支出	-	-
その他の支出	-	-
臨時収入	-	-
<b>業務活動収支</b>	<b>407,302</b>	<b>868,459</b>
<b>【投資活動収支】</b>	一般会計等	全体
投資活動支出	2,508,843	2,568,618
公共施設等整備費支出	1,882,065	1,891,790
基金積立金支出	626,778	676,828
投資及び出資金支出	-	-
貸付金支出	-	-
その他の支出	-	-
投資活動収入	1,613,968	1,613,968
国県等補助金収入	253,475	253,475
基金取崩収入	1,330,741	1,330,741
貸付金元金回収収入	27,084	27,084
資産売却収入	2,669	2,669
その他の収入	-	-
<b>投資活動収支</b>	<b>△ 894,875</b>	<b>△ 954,650</b>
<b>【財務活動収支】</b>	一般会計等	全体
財務活動支出	888,193	1,368,357
地方債償還支出	888,193	1,368,357
その他の支出	-	-
財務活動収入	1,314,300	1,467,300
地方債発行収入	1,314,300	1,467,300
その他の収入	-	-
<b>財務活動収支</b>	<b>426,107</b>	<b>98,943</b>
本年度資金収支額	△ 61,466	12,752
前年度末資金残高	459,784	1,628,453
本年度末資金残高	398,319	1,641,205
前年度末歳計外現金残高	-	-
本年度歳計外現金増減額	-	-
本年度末歳計外現金残高	-	-
<b>本年度末現金預金残高</b>	<b>398,319</b>	<b>1,641,205</b>

業務活動収支…行政サービスを行う中で、毎年度継続的に収入・支出されるもの  
投資活動収支…学校・公園・道路などの資産形成、投資・貸付金などの収入・支出  
財務活動収支…地方債、借入金などの収入・支出

本年度末現金預金残高…上記3つの本年度における収支の合計に、さらに前年度に  
おける現金預金残高を合算させた本年度における最終的な  
現金預金残高

## (2) 資金収支計算書からわかること

御代田町全体においては、平成 28 年度末資金残高 16 億 2,845 万円に本年度収支額 1,275 万円を合算し、本年度末資金残高は 16 億 4,120 万円となりました。内訳をみると、業務活動収支が 8 億 6,846 万円、投資活動収支がマイナス 8 億 6,845 万円、財務活動収支が 9,894 万円となりました。

投資活動の不足分を、業務活動収入である税金等の一般財源や国県補助金などにより賅っていることがわかります。

また、一般会計等における本年度末預金現金残高は 3 億 9,832 万円で、全体現金預金残高との差額 12 億 4,289 万円は特別会計等において残高となっていることが分かります。

### ① 財政を持続する可能性がきちんとあるの？

基礎的財政収支（プライマリーバランス）	一般会計等	△4 億 8,757 万円
	全体	△8,619 万円

業務活動収支（支払利息除く）および投資活動収支の合算額。元利償還額と地方債収入を除いた歳入および歳出のバランスを把握できます。一般会計等において大きくマイナスとなっていますが、これは新庁舎建設による公共施設等の整備に係る支出が増えたことが要因となっています。大型事業を実施する際は財源を平準化するため、基金取崩収入以外にも地方債発行収入等を財源としますが、基礎的財政収支の数値には現世代の負担だけではなく、将来世代の負担となる地方債発行収入が含まれていないためマイナスの表示となっています。

## 注 記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」に定める評価基準及び評価方法により、原則として取得価格により計上していますが、取得価格が不明なものや耐用年数が経過しているものについては備忘価格1円を計上しています。

物品においては、取得価格に限らず、すべての物品を計上しています。

#### (2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

##### ア 市場価格のある有価証券等

財務書類作成基準日における時価により計上しています。

##### イ 市場価格のない有価証券等

取得原価により計上しています。ただし、実質価格が著しく低下したものについては、相当の減額を行った後の価格で計上しています。

#### (3) 有形固定資産等の減価償却方法

定額法により算定しています。

#### (4) 有形固定資産等の耐用年数及び償却率

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)により算定しています。なお、地方公営企業法が適用される会計は、地方公営企業会計基準によります。

#### (5) 有形固定資産等の取得価格範囲

有形固定資産等を有償取得した場合、その取得価格については、企業会計原則(第三一五-D)に準拠し、当該資産の取得価格にかかる直接的な対価のほか、付随費用を含めています。ただし、土地については付随費用ではなく個別単位で管理しています。

#### (6) 引当金の計上基準及び算定方法

##### ア 徴収不能引当金

長期延滞債権、未収金、貸付金等の徴収不能及び回収不能に備えるため、過去5年間の平均不能欠損率により見込み額を計上しています。

##### イ 賞与等引当金

職員の賞与の支給に備えるため、翌年度6月支給見込み額等のうち、作成基準日において当該年度に負担すべき額を計上しています。

##### ウ 退職手当引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、作成基準日において、特別職を含む全職員が期末普通退職する場合の退職手当必要相当額を計上しています。

(7) 資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第 235 条の 4 第 1 項に規定する歳入歳出に属する現金としています。

(8) 消費税等の会計処理

税込方式により算定しました。

なお、御代田小沼水道事業会計については税抜方式としています。

(9) その他全体財務書類作成のための基本となる重要な事項

会計間の出資金、繰入繰出額、使用料等を相殺し表示しています。

2 重要な後発事象

該当する事象はありません。

3 偶発債務

一定の条件を満たすような事態が生じた場合に債務となるものではありません。

4 追加情報

(1) 一般会計等と普通会計の対象範囲等の差異

対象範囲に差異はありません。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 の規定により出納整理期間が設けられており（普通地方公共団体の出納は、翌年度の 5 月 31 日をもって閉鎖する）、当該年度に係る出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 表示単位

記載金額は千円未満を四捨五入しているため、合計等が合致しない場合があります。

(4) 地方公共団体財政健全化法における健全化判断比率の状況

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	8.9%	—

(5) 繰越事業に係る将来の支出予定額（債務負担行為）

繰越明許費 284,410 千円

(6) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律における将来負担比率の算定要素

(単位：千円)

標準財政規模	3,986,660
元利償還金	927,679
準元利償還金	262,432
将来負担額	10,401,903
充当可能財源等	13,801,907
うち充当可能基金	4,356,875
特定財源の額	132,184
地方交付税措置算入公債費等の額	7,628,480

(7) 行政コスト計算書と損益計算書（法適用企業会計）

補助金収入の計上方法等について、地方公会計における統一的な基準と公営企業会計（法適用会計）における会計基準では考え方が異なるため、行政コスト計算書と公営企業会計（法適用会計）が作成する損益計算書の数値は一致しません。

(8) 既存の決算情報との関連性

(単位：千円)

	収入（歳入）	支出（歳出）
歳入歳出決算書	7,802,199	7,409,328
財務書類の対象となる会計の範囲の相違に伴う差額	4,764	4,396
基礎的財政収支	7,806,963	7,413,724

歳入歳出決算書は「一般会計」を対象範囲としているのに対し、資金収支計算書は「一般会計等」を対象範囲としているため、歳入歳出決算書と資金収支計算書は一部の特別会計（小沼地区財産管理特別会計・住宅新築資金等貸付事業特別会計）の分だけ相違します。

(9) 一時借入金の状況

一時借入金の借り入れはありませんでした。

## 10 連結財務書類

## (1) 連結貸借対照表

(単位:千円)

【資産の部】		【負債の部】	
固定資産	30,525,920	固定負債	14,339,198
有形固定資産	28,649,220	地方債等	11,789,836
事業用資産	10,386,146	長期未払金	-
土地	2,090,269	退職手当引当金	1,947,466
立木竹	-	損失補償等引当金	-
建物	13,904,900	その他	479,286
建物減価償却累計額	△ 5,727,500	流動負債	1,603,518
工作物	74,920	1年内償還予定地方債等	1,439,475
工作物減価償却累計額	△ 2,426	未払金	34,323
船舶	-	未払費用	-
船舶減価償却累計額	-	前受金	711
浮標等	-	前受収益	-
浮標等減価償却累計額	-	賞与等引当金	127,695
航空機	-	預り金	325
航空機減価償却累計額	-	その他	990
その他	146	負債合計	15,942,716
その他減価償却累計額	△ 30		
建設仮勘定	45,867	【純資産の部】	
インフラ資産	17,895,711	固定資産等形成分	33,349,624
土地	4,413,813	余剰分(不足分)	△ 12,943,038
建物	1,414,480	他団体出資等分	-
建物減価償却累計額	△ 671,565	純資産合計	20,406,586
工作物	26,361,154		
工作物減価償却累計額	△ 13,731,695		
その他	-		
その他減価償却累計額	-		
建設仮勘定	109,523		
物品	1,100,939		
物品減価償却累計額	△ 733,575		
無形固定資産	1,309		
ソフトウェア	1,309		
その他	-		
投資その他の資産	1,875,390		
投資及び出資金	239,996		
有価証券	205,432		
出資金	34,564		
その他	-		
長期延滞債権	417,747		
長期貸付金	148,482		
基金	1,114,852		
減債基金	-		
その他	1,114,852		
その他	45		
徴収不能引当金	△ 45,731		
流動資産	5,823,381		
現金預金	2,214,118		
未収金	76,331		
短期貸付金	-		
基金	2,978,332		
財政調整基金	2,638,043		
減債基金	340,289		
棚卸資産	1,011		
その他	465,779		
徴収不能引当金	87,810		
繰延資産	-		
資産合計	36,349,302	負債及び純資産合計	36,349,302

## (2) 連結行政コスト計算書

(単位:千円)

経常費用	9,630,392
業務費用	4,278,660
人件費	1,206,755
職員給与費	886,740
賞与等引当金繰入額	126,912
退職手当引当金繰入額	125,193
その他	67,909
物件費等	2,935,225
物件費	1,486,640
維持補修費	598,548
減価償却費	849,962
その他	75
その他の業務費用	236,680
支払利息	153,141
徴収不能引当金繰入額	△ 7
その他	83,546
移転費用	5,251,732
補助金等	3,220,412
社会保障給付	2,003,942
その他	27,377
経常収益	1,016,859
使用料及び手数料	733,179
その他	283,679
純経常行政コスト	△ 8,613,533
臨時損失	423
災害復旧事業費	-
資産除売却損	345
損失補償等引当金繰入額	-
その他	77
臨時利益	-
資産売却益	-
その他	-
純行政コスト	△ 8,613,956

## (3) 連結純資産変動計算書

(単位:千円)

科目	合計	固定資産等 形成	余剰分 (不足分)	他団体出資等分
前年度末純資産残高	20,020,888	32,385,796	△ 12,388,295	△ 699
純行政コスト(△)	△ 8,613,956		△ 8,613,956	-
財源	9,026,393		9,026,393	-
税金等	6,124,700		6,124,700	-
国県等補助金	2,901,693		2,901,693	-
本年度差額	412,437		412,437	-
固定資産等の変動(内部変動)				
有形固定資産等の増加				
有形固定資産等の減少				
貸付金・基金等の増加				
貸付金・基金等の減少				
資産評価差額	-			
無償所管換等	△ 26,739			
他団体出資等分の増加	-			
他団体出資等分の減少	-			
その他	-			
本年度純資産変動額	385,707	1,605,776	△ 1,220,069	-
本年度末純資産残高	20,406,595	33,991,572	△ 13,608,364	△ 699

省略

## (4) 連結資金収支計算書

(単位:千円)

【業務活動収支】	
業務支出	8,692,053
業務費用支出	3,440,304
人件費支出	1,008,136
物件費等支出	2,191,467
支払利息支出	153,654
その他の支出	87,046
移転費用支出	5,251,749
補助金等支出	3,220,433
社会保障給付支出	2,003,942
その他の支出	27,374
業務収入	9,687,432
税込等収入	6,177,928
国県等補助金収入	2,638,517
使用料及び手数料収入	577,347
その他の収入	293,641
臨時支出	-
災害復旧事業費支出	-
その他の支出	-
臨時収入	-
業務活動収支	995,379
【投資活動収支】	
投資活動支出	2,719,236
公共施設等整備費支出	2,032,195
基金積立金支出	687,030
投資及び出資金支出	-
貸付金支出	-
その他の支出	11
投資活動収入	1,651,296
国県等補助金収入	258,004
基金取崩収入	1,334,124
貸付金元金回収収入	27,084
資産売却収入	2,669
その他の収入	29,416
投資活動収支	△ 1,067,940
【財務活動収支】	
財務活動支出	1,431,127
地方債等償還支出	1,431,127
その他の支出	-
財務活動収入	1,490,993
地方債等発行収入	1,490,993
その他の収入	-
財務活動収支	59,866
本年度資金収支額	△ 12,694
前年度末資金残高	2,226,582
本年度末資金残高	2,213,888
前年度末歳計外現金残高	383
本年度歳計外現金増減額	△ 153
本年度末歳計外現金残高	230
本年度末現金預金残高	2,214,118

## 注 記

### 1 重要な会計方針

#### (1) 有形固定資産等の評価基準及び評価方法

「資産評価及び固定資産台帳整備の手引き」に定める評価基準及び評価方法により、原則として取得価格により計上していますが、取得価格が不明なものや耐用年数が経過しているものについては備忘価格1円を計上しています。

#### (2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

##### ア 市場価格のある有価証券等

財務書類作成基準日における時価により計上しています。

##### イ 市場価格のない有価証券等

取得原価により計上しています。ただし、実質価格が著しく低下したのものについては、相当の減額を行った後の価格で計上しています。

#### (3) 有形固定資産等の減価償却方法

定額法により算定しました。

#### (4) 有形固定資産等の耐用年数及び償却率

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」(昭和40年大蔵省令第15号)により算定しました。

#### (5) 有形固定資産等の取得価格範囲

有形固定資産等を有償取得した場合、その取得価格については、企業会計原則(第三一五-D)に準拠し、当該資産の取得価格にかかる直接的な対価のほか、付随費用を含めています。

#### (6) 無形固定資産

原則として取得原価により計上しています。ただし、取得原価が不明なものは、再調達原価としています。

#### (7) 引当金の計上基準及び算定方法

##### ア 徴収不能引当金

長期延滞債権、未収金、貸付金等の徴収不能及び回収不能に備えるため、過去5年間の平均不能欠損率により見込み額を計上しています。

##### イ 賞与等引当金

職員の賞与の支給に備えるため、翌年度6月支給見込み額等のうち、作成基準日において当該年度に負担すべき額を計上しています。

##### ウ 退職手当引当金

職員の退職手当の支給に備えるため、作成基準日において、特別職を含む全職員が期末普通退職するとした場合の退職手当必要相当額を計上しています。

(8) 連結資金収支計算書における資金の範囲

地方自治法第 235 条の 4 第 1 項に規定する歳入歳出に属する現金としています。

(9) 消費税等の会計処理

税込方式により算定しました。

ただし、一部の連結対象団体については、税抜方式によります。

(10) 連結対象団体の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

決算日と連結決算日の差異が 3 ヶ月を超えない連結対象団体については当該連結対象団体の決算を基礎として連結手続きを行っています。

2 重要な後発事象

該当する事象はありませんでした。

3 偶発債務

該当する事象はありません。

4 追加情報

(1) 会計対象範囲

団体（会計）名
御代田町土地開発公社
佐久広域連合（消防特別会計）
佐久広域連合（食肉流通センター特別会計）
長野県市町村自治振興組合（電子申請）
長野県市町村自治振興組合（高速ネットワーク運営管理）
長野県後期高齢者医療広域連合
長野県市町村総合事務組合（一般会計）
長野県市町村総合事務組合（公務災害特別会計）
北佐久郡老人福祉施設組合
浅麓環境施設組合
佐久水道企業団
浅麓水道企業団
東北信市町村交通災害共済事務組合
佐久市・北佐久郡環境施設組合
長野県地方税滞納整理機構

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 の規定により出納整理期間が設けられている団体（会計）においては、当該年度に係る出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

(3) 表示単位

記載金額は千円未満を四捨五入しているため、合計等が合致しない場合があります。